

議案第19号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年2月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の65の6の項の次に次のように加える。

65の7 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料	1件につき 34,100円	許可申請のとき。
	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	1件につき 12,400円	許可更新申請のとき。
65の8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第45条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の書換え交付	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可証書換え交付手数料	1件につき 2,400円	書換え申請のとき。
65の9 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第46条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の再交付	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可証再交付手数料	1件につき 3,400円	再交付申請のとき。

別表第1の109の2の項を109の2の2の項とし、同表の109の項の次

に次のように加える。

<p>109の2 建築基準法 第60条の3第1項た だし書の規定に基づく 建築物の高さに関する 制限の適用除外に係る 許可の申請に対する審 査</p>	<p>特定用途誘導地 区内の建築物の 高さに関する制 限の適用除外に 係る許可申請手 数料</p>	<p>1件につき 160,000円</p>	<p>許可申請の とき。</p>
---	---	-----------------------	----------------------

別表第1の123の2の項中「ア及びイ」を「アからウまで」に、「又はイの(1)」を「、イの(1)又はウの(1)」に、「 | イ ア以外の場合

<p>「 」を</p>	<p>イ 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（同法第5条第1項に規定する住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項第1号ロの限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。）が提出された場合 (1) 100平方メートル以内のもの 16,000円 (2) 100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 57,000円 (3) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 92,000円 (4) 1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 172,000円 (5) 2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 295,000円 (6) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 455,000円 ウ ア及びイ以外の場合</p>
------------------------	--

に改め、同表の123の3の項中「又はイの(1)から(6)まで」を「、イの(1)から(6)まで又はウの(1)から(6)まで」に、「123の2の項アの(1)又はイの(1)」を「123の2の項アの(1)、イの(1)又はウの(1)」に改め、同表の

1 2 3 の 7 の 項 の 次 に 次 の よ う に 加 え る。

<p>1 2 3 の 8 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料</p>	<p>1 件 に つ き 1 6 0 , 0 0 0 円</p>	<p>許可申請のとき。</p>
--	---	----------------------------------	-----------------

第 2 条 杉並区事務手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1の74の項中「新築し、増築し、又は改築する」を「建築する」に改め、「掲げる場合」の次に「及び同一敷地内において移転する場合」を加え、「建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要する」を「、建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定構造計算基準等適合審査」という。）をする」に、「一の建築物について、」を「特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに」に改め、同表の75の項中「新築し、増築し、又は改築する場合」を「建築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。）」に、「構造計算適合性判定を要する」を「、建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、特定構造計算基準等適合審査をする」に、「一の建築物について、」を「特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに」に改め、同表の76の項及び77の項中「移転し」を「同一敷地内において移転し」に、「建築に」を「建築等に」に、「構造計算適合性判定を要する」を「、建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、特定構造計算基準等適合審査をする」に、「一の建築物について、」を「特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに」に改め、同表の77の2の項を次のように改める。

<p>7 7 の 2 建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定に基づく建築物に関する確認の申請</p>	<p>特定構造計算基準等適合審査手数料</p>	<p>特定構造計算基準等適合審査をする部分の床面積に応じ、次に掲げる額 ア 1,000平方メートル以内のもの の 1 5 6 , 0 0 0 円</p>	<p>確認申請のとき。</p>
---	-------------------------	--	-----------------

に対する審査に係る特 定構造計算基準等適合 審査		イ 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの 209,000円 ウ 2,000平方メートルを超え1 万平方メートル以内のもの 24 0,000円 エ 1万平方メートルを超え5万平方 メートル以内のもの 319,00 0円 オ 5万平方メートルを超えるもの 587,000円	
--------------------------------	--	---	--

別表第1の82の項中「新築し、増築し、又は改築した」を「建築した」に改め、「掲げる場合」の次に「及び同一敷地内において移転した場合」を加え、同表の83の項中「移転し」を「同一敷地内において移転し」に、「建築に」を「建築等に」に改め、同表の86の項中「新築し、増築し、又は改築した場合」を「建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）」に、「新築、増築又は改築」を「建築」に改め、同表の87の項中「移転し」を「同一敷地内において移転し」に改め、「建築物の」の次に「同一敷地内における」を加え、同表の92の項中「第7条の6第1項第1号」の次に「又は第2号」を加え、「承認の」を「認定の」に、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に、「承認申請の」を「認定申請の」に改め、同表の92の2の項中「新築し、増築し、又は改築する」を「建築する」に改め、「掲げる場合」の次に「及び同一敷地内において移転する場合」を加え、「構造計算適合性判定を要する」を「、建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき、特定構造計算基準等適合審査をする」に、「一の建築物について、」を「特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに」に改め、同表の92の3の項中「新築し、増築し、又は改築する場合」を「建築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。）」に、「構造計算適合性判定を要する」を「、建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき、特定構造計算基準等適合審査をする」に、「一の建築物について、」を「特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに」に改め、同表の92の4の項及び92の5の項中「移転し」を「同一敷地内において移転し」に、「建築に」を「建築等に」に、「構造計算適合性判定を要する」を「、建築基準

法第18条第4項ただし書の規定に基づき、特定構造計算基準等適合審査をする」に、「一の建築物について、」を「特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに」に改め、同表の92の6の項を次のように改める。

<p>92の6 建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査に係る特定構造計算基準等適合審査</p>	<p>特定構造計算基準等適合審査手数料</p>	<p>特定構造計算基準等適合審査をする部分の床面積に応じ、次に掲げる額 ア 1,000平方メートル以内のもの 156,000円 イ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 209,000円 ウ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 240,000円 エ 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの 319,000円 オ 5万平方メートルを超えるもの 587,000円</p>	<p>計画通知のとき。</p>
---	-------------------------	---	-----------------

別表第1の92の11の項中「第18条第15項」を「第18条第17項」に、「新築し、増築し、又は改築した」を「建築した」に改め、「掲げる場合」の次に「及び同一敷地内において移転した場合」を加え、同表の92の12の項中「第18条第15項」を「第18条第17項」に、「移転し」を「同一敷地内において移転し」に、「建築に」を「建築等に」に改め、同表の92の15の項中「第18条第15項」を「第18条第17項」に、「新築し、増築し、又は改築した場合」を「建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）」に、「新築、増築又は改築」を「建築」に改め、同表の92の16の項中「第18条第15項」を「第18条第17項」に、「移転し」を「同一敷地内において移転し」に改め、「建築物の」の次に「同一敷地内における」を加え、同表の92の18の項中「第18条第18項」を「第18条第20項」に改め、同表の92の21の項中「第18条第22項第1号」を「第18条第24項第1号又は第2号」に、「承認の」を「認定の」に、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に、「承認申請の」を「認定申請の」に改め、同表の109の2の2の項中「第67条の2第3項第2号」を「第67条の3第3項第2号」に改め、

同表の109の3の項中「第67条の2第5項第2号」を「第67条の3第5項第2号」に改め、同表の109の4の項中「第67条の2第9項第2号」を「第67条の3第9項第2号」に改め、同表の122の3の項の次に次のように加える。

122の4 建築基準法 施行令第137条の1 6第2号の規定に基づ く建築物の移転の認定 の申請に対する審査	建築物の移転認 定申請手数料	1件につき 28,000円	認定申請の とき。
--	-------------------	---------------	--------------

別表第1の123の2の項中「構造計算適合性判定を要する」を「特定構造計算基準等適合審査をする」に、「一の建築物について、92の6の項」を「特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項」に改め、「（昭和25年政令第338号）」を削り、同表の123の3の項、123の6の項及び123の7の項中「構造計算適合性判定を要する」を「特定構造計算基準等適合審査をする」に、「一の建築物について、92の6の項」を「特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。

（提案理由）

高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料等を定める等の必要がある。